

【柏市選出】

千葉県議会議員

なか た まなぶ

中田学

国民民主

KOKUMIN MINSHU PRESS

国民民主プレス 号外  
編集部 〒100-0014  
東京都千代田区永田町 1-11-1  
Mail press@dpj.or.jp  
Tel 03-3595-9988

千葉県 第8

総支部 柏市版

2018年7月号



恩師の松崎公昭元総務副大臣 ご逝去

これまで私が秘書時代から大変お世話になっていた恩師である、松崎公昭元総務副大臣が6月29日にご逝去されました。74歳でした。

生前松崎公昭先生は、市議3期、県議3期、衆議院議員を4期務め、日本の政治にとって多大なるご尽力とご活躍をされました。

私も3年半にわたり秘書として勉強をさせて頂き、政治についてはもちろんのこと、人生について多くのことを学ばせて頂いた恩師

です。また2018年春の叙勲では、旭日重光章の叙勲の栄に浴されました。ここに生前賜りましたご厚情に深く感謝し、心からご冥福をお祈りします。



中田学 Profile

【1973年3月15日生】45歳  
北海道室蘭市生まれ  
柏市立光ヶ丘小、中学校卒  
流通経済大学付属柏高卒  
流通経済大学経済学部卒  
会社設立代表取締役就任  
早稲田大学人間科学部卒  
松崎公昭元衆院議員秘書  
農林水産常任委員会  
千葉県社会保険労務士  
制度推進議員連盟副会長  
障害のある人の相談に  
関する調整委員会  
千葉県看護議員連盟

日中友好議員連盟  
国民民主党千葉県  
第8総支部 総支部長  
兼 千葉県青年委員長  
千葉民主の会政調副会長  
柏さかさい保育園監事  
柏しんとみ保育園監事  
柏中央保育園監事  
柏 ECEC 保育園監事  
NPOグループホーム  
陽だまり理事  
NPOみどりを愛し守る会  
理事  
手賀沼水環境保全  
協議会顧問

柏市中央倫理法人会幹事  
柏稲門会会員  
柏ユネスコ協会賛助会員  
柏・北海道人会会員  
東葛山形県人会賛助会員  
柏友舞踊協会後援会会長  
流経大柏同窓会 副会長  
柏市グラウンド  
ゴルフ協会顧問  
柏市レスリング協会 会長  
東宇国際交流会会員  
塚崎二丁目自治会元相談役  
柏市立大津二小元PTA会長  
柏青年会議所 元副理事長



↑続けたこと。

札幌の祖母に  
12年半の間、  
毎日ハガキを  
書き続けたこと。



## パスポートセンターが新規開設



これまでパスポートの申請や交付について柏市民は、松戸市にある東葛飾旅券事務所まで行かなければなりませんでした。そこで柏市でも一般旅券の発給申請等の受理及び交付に関する業務をして頂けるよう、私は千葉県と柏市へ要望を続けてきました。

そしてこの度、パスポートセンターが10月1日から、柏駅前の「ファミリかしわ」ビル(柏マルイ)7階に開設して頂ける運びとなりました。これにより今後は、柏市内でパスポートの申請・受け取りができるようになります。

## 農地転用について 知らないうちに第1種農地に？

農林水産常任委員会に所属している私は、農地転用の第1種農地判断について疑問に感じ、県職員に質しました。主な内容は以下の通りです。

- ①農地転用については、第1種から第3種農地までの区分があるが、この内第1種とみなされた農地の場合に、できる転用方法はあるのか。  
A: 農業用施設、営農型の太陽光発電、農家の分家、公共施設、基本は、それ以外では譲渡、転用はできない。
- ②これらの種別を定めるのは、どのような日程で当該農地のことを決定するのか。  
(農転申請があつてからなのか、最初から決まっているのか)  
A: 農地転用申請が農業事務所にあつてから判断している。以前から決めていたということはない。
- ③家や工場なども林立している場所なら、当該する農地が第1種農地とみなされた場合、当該農家は困ると考えるが、救済措置や特例措置はないのか。  
A: 家が林立しているのは、集落接続という例外規定ならば第1種でも該当すれば転用できるため。その場合に家がたくさんあつても第1種とみなされる場合がある。平成21年までは20hだったが平成21年政令改正によって10hになった。平成21年以降は今の基準で調査しなければならない。
- ④高齢などの理由によって、いずれ農家をやめる方にとっては、例えばその農地に買い手がついても、第1種とみなされた場合、売れなくなってしまうのに、なぜそもそも当該土地が第1種と知らずに購入できるのか。  
平成21年当時、行政は所有者に通知したのか？  
A: お知らせを出すのであれば、各市町村の会報等を通じて通知するため、市マターとなる。
- ⑤第1種農地判断となり、農地転用できないで困っている農家が多い。今後早急に対策を考えてほしい。  
A: 農地法で定めているため難しい。貸したいのなら農地の集積(担い手に貸すこと)という方法も考えられる。

要望: 高齢化社会が進むにつれ、農家をおやめになる方が年々増加してきている。しかしこのままでは農地転用ができないため、他人に譲ることができず、その農地は荒廃し、雑草や草木が伸び放題となり、周辺民家への迷惑や害虫のたまり場、しいてはその伸びきった草木が火事を起こすことさえありうると考える。各市町村にとつても第1種農地のまま農地転用できない状態を増やしてしまうことは、決して得策ではない。今後の高齢化に伴う農地の未利用荒廃地が増えないよう、国・県・市で連携した解決策をするべきである。

千葉県議会議員

中田学事務所

〒277-0922 千葉県柏市大島田 290-2F  
TEL 04-7128-8172 FAX 04-7128-8171

ホームページ  
はこちらから  
どうぞ! →

ボクの頭の中を  
覗いて見てね!



mail : nakatajimuso@gmail.com URL : http://nakatamanabu.com

中田学

検索